

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第28号**

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部改正)

**第1条** 新潟県障害者リハビリテーションセンター規則(昭和39年新潟県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の納入)</p> <p><b>第6条</b> 前条第1項の規定により入所した者(以下この条及び第7条において「入所者」という。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この条において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第1項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p><b>第6条</b> 前条第1項の規定により入所した者(以下この条及び第7条において「入所者」という。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この条において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第1項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>

(コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部改正)

**第2条** コロニーにいがた白岩の里管理規則(昭和46年新潟県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(施設の種類及び入所定員)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所に係る入所定員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(施設の種類及び入所定員)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所に係る入所定員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>

(使用料の納入)

**第6条** (略)

2 前条第1項の規定により入所した者(以下この項及び第7条において「入所者」という。)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する施設入所支援又は同条第13項に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この項において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第2項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。

(食事の提供に要する費用等)

**第6条の2** 条例第3条第3項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害児入所支援又は障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。

(退所)

**第7条** 所長は、入所者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第11項に規定する施設入所支援若しくは同条第13項に規定する自立訓練(以下「施設障害福祉サービス」という。))又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(4) (略)

2 所長は、入所者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(3) (略)

(使用料の納入)

**第6条** (略)

2 前条第1項の規定により入所した者(以下この項及び第7条において「入所者」という。)(障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する施設入所支援又は同条第13項に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この項において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第2項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。

(食事の提供に要する費用等)

**第6条の2** 条例第3条第3項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害児入所支援又は障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。

(退所)

**第7条** 所長は、入所者(障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第11項に規定する施設入所支援若しくは同条第13項に規定する自立訓練(以下「施設障害福祉サービス」という。))又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(4) (略)

2 所長は、入所者(障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(3) (略)

(新潟県財務規則の一部改正)

**第3条** 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(調定)</p> <p><b>第88条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費及び同法第24条の2第2項に規定する障害児入所給付費(第90条第4項において「障害児通所給付費等」という。)並びに<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項に規定する介護給付費及び訓練等給付費(第90条第4項において「介護給付費等」という。)障害児通所支援若しくは障害児入所支援又は障害福祉サービスを行った月の末日</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(調定)</p> <p><b>第88条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費及び同法第24条の2第2項に規定する障害児入所給付費(第90条第4項において「障害児通所給付費等」という。)並びに<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項に規定する介護給付費及び訓練等給付費(第90条第4項において「介護給付費等」という。)障害児通所支援若しくは障害児入所支援又は障害福祉サービスを行った月の末日</p> <p>(7) (略)</p>

(新潟県あけぼの園管理規則の一部改正)

**第4条** 新潟県あけぼの園管理規則(昭和59年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入所定員)</p> <p><b>第2条</b> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>	<p>(入所定員)</p> <p><b>第2条</b> <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p><b>第5条の2</b> 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>

(新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

**第5条** 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> (第2条、第6条関係)			<b>別表第1</b> (第2条、第6条関係)		
区 分	公共的施設	特定公共的施設	区 分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	(略)		建築物	(略)	
	7 社会福祉施設	(略)		7 社会福祉施設	(略)

<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設</p> <p>(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第5条第1項に規定する障害福祉サービス (同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設 (前号に規定する障害者支援施設を除く。)及び同条第27項に規定する福祉ホーム</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設</p> <p>(6) <u>障害者自立支援法</u> 第5条第1項に規定する障害福祉サービス (同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設 (前号に規定する障害者支援施設を除く。)及び同条第27項に規定する福祉ホーム</p>
(略)	(略)

(新潟県児童福祉施設規則の一部改正)

**第6条** 新潟県児童福祉施設規則 (平成15年新潟県規則第41号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の納入)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第1項の規定により入所した者 (以下この条及び第7条において「入所者」という。)(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第5条第7項に規定する生活介護又は同条第8項に規定する短期入所を受けた者に限る。以下この項において同じ。)</p> <p>(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者 (入所者が児童である場合にあつては、その保護者) に代わって、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費 (以下この項において「介護給付費」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第3項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費を控除した額を県に納入するものとする。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第1項の規定により入所した者 (以下この条及び第7条において「入所者」という。)(<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第5条第7項に規定する生活介護又は同条第8項に規定する短期入所を受けた者に限る。以下この項において同じ。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者 (入所者が児童である場合にあつては、その保護者) に代わって、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費 (以下この項において「介護給付費」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第3項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費を控除した額を県に納入するものとする。</p>

<p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第3条第4項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で新星学園において障害児入所支援又は短期入所を受けた者及びセンターにおいて障害児通所支援、障害児入所支援又は生活介護若しくは短期入所を受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)</u>第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p> <p>(退所)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 園長等は、入所者(新星学園において<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者)に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p><b>第6条の2</b> 条例第3条第4項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で新星学園において障害児入所支援又は短期入所を受けた者及びセンターにおいて障害児通所支援、障害児入所支援又は生活介護若しくは短期入所を受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項及び<u>障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)</u>第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p> <p>(退所)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 園長等は、入所者(新星学園において<u>障害者自立支援法</u>第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者)に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
---	---

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

**第7条** 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第14号様式の5</b> (第11条の5関係) 高額障害児入所給付費支給申請書 (略) 注 1～3 (略) 4 「制度」欄は、次のいずれかの番号を記入してください。 ①児童福祉法 ②<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> ③介護保険法 5・6 (略) (略)</p>	<p><b>第14号様式の5</b> (第11条の5関係) 高額障害児入所給付費支給申請書 (略) 注 1～3 (略) 4 「制度」欄は、次のいずれかの番号を記入してください。 ①児童福祉法 ②<u>障害者自立支援法</u> ③介護保険法 5・6 (略) (略)</p>

(新潟県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

**第8条** 新潟県障害者自立支援法施行細則(平成18年新潟県規則第53号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u> (趣旨)</p>	<p><u>新潟県障害者自立支援法施行細則</u> (趣旨)</p>

**第1条** この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設指定（指定更新）申  
指定一般相談支援事業者  
請書  
（略）

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）の指定（指定の更新）を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項（第38条第1項・第41条第4項・第51条の19第1項・第51条の21第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

（略）

（略）	
事業所 番号	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> において既に指定を受けている場合
	（略）

（略）

**第1号様式の2**（第2条の2関係）

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設指定変更申請書  
（略）

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の変更を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第37条第1項（第39条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

（略）

**第2号様式**（第3条関係）

変更届出書

（略）

下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項（第46条第3項・第51条の25第1項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（略）

**第1条** この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

**別記**

**第1号様式**（第2条関係）

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設指定（指定更新）申  
指定一般相談支援事業者  
請書  
（略）

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）の指定（指定の更新）を受けたいので、障害者自立支援法第36条第1項（第38条第1項・第41条第4項・第51条の19第1項・第51条の21第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

（略）

（略）	
事業所 番号	<u>障害者自立支援法</u> において既に指定を受けている場合
	（略）

（略）

**第1号様式の2**（第2条の2関係）

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設指定変更申請書  
（略）

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の変更を受けたいので、障害者自立支援法第37条第1項（第39条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

（略）

**第2号様式**（第3条関係）

変更届出書

（略）

下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第46条第1項（第46条第3項・第51条の25第1項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（略）

**第3号様式**（第3条関係）

再開・廃止・休止届出書

（略）

下記のとおり指定に係る事業を再開（廃止・休止）したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項（第46条第2項・第51条の25第1項・第51条の25第2項）の規定により、届け出ます。

（略）

**第3号様式の2**（第3条の2関係）

指定辞退届出書

（略）

下記のとおり指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第47条の規定により、届け出ます。

（略）

**第4号様式**（第4条関係）

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書  
（新規・再認定・変更）

（略）

上記のとおり自立支援医療費の支給を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項（第56条第1項）の規定により、申請します。

（略）

（略）

**第6号様式**（第5条関係）

支給認定申請内容変更届出書（精神通院医療）

（略）

上記のとおり支給認定の申請内容を変更したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の規定により、届け出ます。

（略）

**第7号様式**（第6条関係）

医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書

（略）

上記のとおり医療受給者証（精神通院医療）の再交付を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第33条第1項の規定により、申請します。

（略）

（略）

**第3号様式**（第3条関係）

再開・廃止・休止届出書

（略）

下記のとおり指定に係る事業を再開（廃止・休止）したので、障害者自立支援法第46条第1項（第46条第2項・第51条の25第1項・第51条の25第2項）の規定により、届け出ます。

（略）

**第3号様式の2**（第3条の2関係）

指定辞退届出書

（略）

下記のとおり指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、障害者自立支援法第47条の規定により、届け出ます。

（略）

**第4号様式**（第4条関係）

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書  
（新規・再認定・変更）

（略）

上記のとおり自立支援医療費の支給を受けたいので、障害者自立支援法第53条第1項（第56条第1項）の規定により、申請します。

（略）

（略）

**第6号様式**（第5条関係）

支給認定申請内容変更届出書（精神通院医療）

（略）

上記のとおり支給認定の申請内容を変更したので、障害者自立支援法施行令第32条第1項の規定により、届け出ます。

（略）

**第7号様式**（第6条関係）

医療受給者証（精神通院医療）再交付申請書

（略）

上記のとおり医療受給者証（精神通院医療）の再交付を受けたいので、障害者自立支援法施行令第33条第1項の規定により、申請します。

（略）

（略）

**第8号様式（第7条関係）**

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定申請書

（略）

上記のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）の指定を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定により、申請します。

（略）

**第9号様式（第8条関係）**

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）変更等届出書

（略）

上記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条）の規定により、届け出ます。

（略）

**第10号様式（第9条関係）**

指定自立支援医療機関指定辞退申出書

（略）

上記のとおり指定を辞退するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第64条の規定により、申し出ます。

（略）

**第11号様式（第10条関係）**

障害福祉サービス事業等開始（変更）届出書

（略）

上記のとおり事業を開始（変更）するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項（第3項）の規定により、届け出ます。

（略）

**第12号様式（第10条関係）**

障害福祉サービス事業等廃止（休止）届出書

（略）

上記のとおり事業を廃止（休止）したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第4項の規定により、届け出ます。

（略）

**第8号様式（第7条関係）**

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定申請書

（略）

上記のとおり指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）の指定を受けたいので、障害者自立支援法第59条第1項の規定により、申請します。

（略）

**第9号様式（第8条関係）**

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）変更等届出書

（略）

上記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第64条（障害者自立支援法施行規則第63条）の規定により、届け出ます。

（略）

**第10号様式（第9条関係）**

指定自立支援医療機関指定辞退申出書

（略）

上記のとおり指定を辞退するので、障害者自立支援法施行規則第64条の規定により、申し出ます。

（略）

**第11号様式（第10条関係）**

障害福祉サービス事業等開始（変更）届出書

（略）

上記のとおり事業を開始（変更）するので、障害者自立支援法第79条第2項（第3項）の規定により、届け出ます。

（略）

**第12号様式（第10条関係）**

障害福祉サービス事業等廃止（休止）届出書

（略）

上記のとおり事業を廃止（休止）したいので、障害者自立支援法第79条第4項の規定により、届け出ます。

（略）

（新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

**第9条** 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第3条</b> 生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成18年9月厚生労働省告示第542号)に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a 平均障害程度区分が4未満 利用者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ) (ア) a の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第3条</b> 生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成18年9月厚生労働省告示第542号)に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a 平均障害程度区分が4未満 利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ) (ア) a の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若</p>

しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア・イ (略)

(2) (略)

25・26 (略)

(利用者負担額等)

**第6条** 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 施設入所支援を行う場合 アからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ～オ (略)

2 (略)

(給付金)

**第7条** 条例第43条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第378号）に定めるものとする。

しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア・イ (略)

(2) (略)

25・26 (略)

(利用者負担額等)

**第6条** 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 施設入所支援を行う場合 アからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ～オ (略)

2 (略)

(給付金)

**第7条** 条例第43条の規則で定める給付金は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第378号）に定めるものとする。

（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

**第10条** 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定療養介護に係る利用者負担額等)</p> <p><b>第8条</b> 条例第57条第2項の規則で定めるところは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定療養介護に係る利用者負担額等)</p> <p><b>第8条</b> 条例第57条第2項の規則で定めるところは、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(指定短期入所事業所の従業者の員数)</p> <p><b>第17条</b> 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定短期入所事業所の従業者の員数)</p> <p><b>第17条</b> 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p><b>第36条</b> 条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u>（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。</p>	<p>(条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p><b>第36条</b> 条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u>（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。</p>
<p>(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p><b>第41条</b> 条例第173条の規定により読み替えて適用</p>	<p>(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p><b>第41条</b> 条例第173条の規定により読み替えて適用</p>

される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)

**第55条** 条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

2・3 (略)

#### 附 則

1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を

される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)

**第55条** 条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

2・3 (略)

#### 附 則

1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

<p>10で除した数</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>6 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第24条(第49条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、第24条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>6 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第24条(第49条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、第24条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。</p> <p>7・8 (略)</p>
---	--

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第11条** 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略) (経過措置)	1 (略) (経過措置)
2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定す	2 <u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を

る旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第13条第1項第2号の規定は適用せず、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第13条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、これらの規定中「10」とあるのは「15」とする。

3 (略)

行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第13条第1項第2号の規定は適用せず、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第13条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、これらの規定中「10」とあるのは「15」とする。

3 (略)

(新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第12条** 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
<b>第6条</b> (略)	<b>第6条</b> (略)
2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数	(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数
ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上
(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数	(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数
a 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。b及びcにおい	a 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。b及びcにおい

て同じ。)の数を6で除した数

b・c (略)

(イ) (7) a の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

3～24 (略)

25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア・イ (略)

(2) (略)

26・27 (略)

(給付金)

**第8条** 条例第35条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第379号）に定めるものとする。

## 附 則

1 (略)

(居室の定員の経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設

b・c (略)

(イ) (7) a の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

3～24 (略)

25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア・イ (略)

(2) (略)

26・27 (略)

(給付金)

**第8条** 条例第35条の規則で定める給付金は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第379号）に定めるものとする。

## 附 則

1 (略)

(居室の定員の経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労

(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第5条の規定を適用する場合には、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

3～10 (略)

働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第5条の規定を適用する場合には、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

3～10 (略)

(新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第13条** 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)	(条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)
<b>第24条</b> 条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u> (平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。))附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。	<b>第24条</b> 条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、 <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u> (平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。))附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略)	1 (略)
(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)	(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)
2 当分の間、第1号の <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u> (平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士	2 当分の間、第1号の <u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u> (平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第

又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ（略）

(2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

3（略）

（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）、

7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ（略）

(2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

3（略）

（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

4 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する

<p>旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）について、第12条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）について、第12条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。</p> <p>5 （略）</p>
---	---

（新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

**第14条** 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 平成18年10月1日前から存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第1号イの規定は、適用しない。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 平成18年10月1日前から存する<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第1号イの規定は、適用しない。</p>

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。